



富田林市公告第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び富田林市財務規則（昭和39年規則第16号）第90条の規定に基づき、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）について次のとおり公告する。

令和5年7月26日

富田林市長 吉村 善美



1 入札対象工事

工事名	富田林市新庁舎建設工事
工事場所	富田林市 常盤町1番1号 地内
工事期間	議会の議決後翌日から令和11年3月30日
工事概要	既設庁舎解体工事、新庁舎建設工事
予定価格 (消費税及び地方消費税 相当額を含まない。)	¥ 8,092,190,000円
低入札調査基準価格 (消費税及び地方消費税 相当額を含まない。)	¥ 7,444,810,000円

2 入札に参加する者に必要な資格及び入札に必要な事項

「富田林市新庁舎建設工事 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）入札説明書」のとおり

3 その他

記載無き事項については、地方自治法、同施行令、富田林市財務規則、富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱、富田林市契約からの暴力団排除措置要綱、富田林市入札等参加停止要綱、富田林市工事請負契約約款に基づくものとする。